

条 例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十七号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第五条ただし書中「次に掲げる」を「刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている」に改め、「、又は収容され」を削り、同条各号を削る。

第七条の二第二項第一号中「十七万千六百五十円」を「十七万二千五百五十円」に改め、同項第二号中「七万五千二百九十円」を「七万七千八百九十円」に改め、同項第三号中「八万五千七百八十円」を「八万六千二百八十円」に改め、同項第四号中「三万七千六百円」を「三万八千九百円」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「六、二四五円」を「六、三四〇円」に、「八、〇〇三元」を「八、〇八五円」に、「九、六〇八円」を「九、六四〇円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「五、二六三元」を「五、三四〇円」に、「六、二四〇円」を「六、三一〇円」に、「六、九〇〇円」を「六、九二五円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第七条の二第二項の規定は、令和五年四月一日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3 改正後の別表の規定は、令和四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。